

じこてん

明治大学自己点検・評価 ニュースレター

大学基準が変わります - 2期目(2011年度~)の認証評価に向けて

すべての大学が7年に1度、外部機関による認証評価を受けることが義務付けられた2004(平成16)年以降、第1期目の7年間を終え、2011(平成23)年度から第2期目の認証評価が始まります。これに伴い、大学基準協会では大学基準の改正と、評価システムの変更を行いました。

大学基準改正の理由とは？

基準協会では、2004年の認証評価受審義務化以降、各大学の認証評価を実施してきましたが、進めるうちに次のような問題点が浮上してきました。

ひとつは、「国際化が進み、グローバルな大学間での交流が活発化する中で、わが国の学位の内容、教育課程の内容・水準、教職員の質保証の取組み等が国際的に分かりやすいものになっているか、また、分かりや

すく情報発信されているか。そして、わが国の大学制度が国際的な信頼性を確保し続けられるのか」という評価の内容・項目に係わる問題です。

もうひとつは「認証評価をクリアすることが目標とされていて、評価の本来の目的である改善改革の推進や情報公開の推進から外れてしまっているのではないか」という受審側の大学の態度の問題です。

さらに、評価をする基準協会にとっても、評価申請する大学数の増加により、評価活動を効率化する必要に迫られたのです。

このような背景により、2011年度から大学基準は以下のように変わります。

こんなふうにかわるよ!



大学基準

(1)理念・目的

「大学は、その理念に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定し、公表しなければならない」

(2)教育研究組織

「大学は、その理念・目的を踏まえて、適切な教育研究組織を整備しなければならない」

(3)教員・教員組織

「大学は、その理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を整備しなければならない」

(4)教育内容・方法・成果

「大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない」

(5)学生の受け入れ

「大学は、その理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行わなければならない」

(6)学生支援

「大学は、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援

および進路支援を適切に行わなければならない」

(7)教育研究等環境

「大学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない」

(8)社会連携・社会貢献

「大学は、社会との連携と協力を配慮し、教育研究の成果を広く社会に還元しなければならない」

(9)管理運営・財務

「大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づき適切な管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援し、それを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない」

(10)内部質保証

「大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない」

じこてんはどう変わる？

じこてん第3号

どう変わったの？大学基準

新基準	対応する主な旧基準
(1)理念・目的	(1)理念・目的
(2)教育研究組織	(2)教育研究組織
(3)教員・教員組織	(8)教員組織
(4)教育内容・方法・成果	(3)教育内容・方法
(5)学生の受け入れ	(4)学生の受け入れ
(6)学生支援	(5)学生生活
(7)教育研究等環境	(6)研究環境 (10)施設・設備 (11)図書・電子媒体等
(8)社会連携・社会貢献	(7)社会貢献
(9)管理運営・財務	(9)事務組織 (12)管理運営 (13)財務 (15)情報公開・説明責任
(10)内部質保証	(14)点検・評価

前のページに新しい大学基準を掲載しましたが、ここで今までの大学基準と比較してみましょう。

従来の基準は15項目でしたが、新基準は10項目に再編・統合されました。

そもそも大学基準とは大学がその理念・目的を自覚し、大学としての質を維持・向上を図るための指針であり、基準協会が行う大学評価の評価基準となるものです。ところが、旧基準は大学設置基準で求められる事項をそのまま基準として位置付けていたため、他の認証評価機関の基準と比べても数が多く、かねてより基準の統合を検討してきました。その結果、10の基準に再編・統合されたのです。

新旧の対照については大体左表のとおりです。なお、評価基準に基づく評価項目の対照については、次年度自己点検・評価報告書作成の説明会の際にご提示できるよう準備中です。



私たちの“自己点検”はどうかわる？

評価の憲法である大学基準が改正されたことで、大学評価システムも新しいものになります。

新システムでは、現状・点検・評価のみならず、「自己点検・評価体制が整備され、確実に機能していること」つまり、自己点検・評価に基づいた改善が行われるための「PDCAサイクルが円滑に機能しているかどうか」という点に着目した評価を受けることになります。

したがって、従来の評価システムと比べると、以下のような変更点があります。

①目的・方針の明示が求められます。

従来は基準協会の示す評価項目に従って点検・評価を行ってきましたが、新評価システムでは、各大学が定める「方針」に基づく評価に変更されます。例えば基準(3)教員・教員組織にある「…求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、…」や、基準(4)教育内容・方法・成果にある「…教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。…」など、「方針」をはっきりと示すことが明記されています。

大学の実施する諸政策が大学自身が定めた「方針」に基づき実行されているか、という点が点検されるので

す。よって、大学全体及び各学部等で学生の受け入れ方針(アドミッションポリシー)、教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)、学位授与方針(ディプロマポリシー)などを検討し、明示することが必要となってきます。

②客観的根拠(エビデンス)資料の記述が必要になります。

従来の報告書の作成では、記述を裏付ける資料については必要に応じて示していましたが、今回の改正により記述の裏付け資料や参照ページの記載などが義務化されます。事実を的確に把握しての点検が必要になります。

基準協会によると、「自己評価が十分な根拠や論拠をもっていることが重要」とされるため、記述の根拠となる具体的なデータを提示しなければなりません。

③従来の改善方策をより具体化した行動計画の記述が必要になります。

従来の自己点検では、改善のための行動は「改善方策」として、その方向性を記述してきました。新システムではより具体的な人的・物的・財政的資源の投入プランと実行手順・手段を記述する「行動計画」が必要となります。

改善方策が方針にとどまるのではなく、実現可能な計画となっているかということがチェックされることになります。

内部質保証とは？

じこてん第3号

④フォーマットが変わります。

大学基準改正に伴い評価の視点も変更されます。そのため、2009年度の自己点検・評価については今までのフォーマットとは異なる書式で作成することになりますが、今までの自己点検・評価報告書の作成で培ったノウハウをできる限り応用して、スムーズな移行を図れるよう、事務局にて対応を検討中です。

具体的な2009年度自己点検・評価報告書の作成方

法等、詳細については次号に掲載する予定です。

なお、大学基準協会のホームページに、新システムに関する説明会の資料が掲載されています。関心のある方はご覧ください。

【大学基準協会ホームページ】

<http://www.juaa.or.jp/accreditation/distributed/university.html>

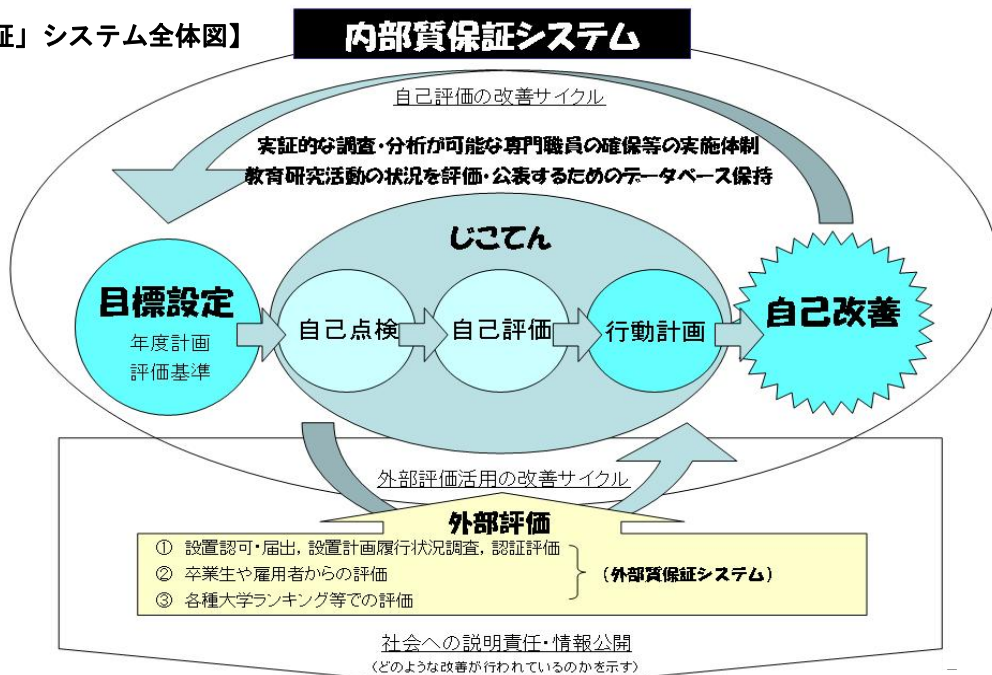
「内部質保証システム」ってどんなもの？

新しい評価基準の10項目に「内部質保証」という言葉が登場しました。これは旧基準の「点検・評価」を包括する項目ですが、「『内部質保証』なんて聞いたこと無い」とか、「『自己点検』とは何が違うの？」と思われた方がいるのではないのでしょうか。

新しい大学評価システムでは方針に基づいて作成した評価結果を、改善のための具体的な行動計画に結びつけることが重視されるということを前述しました。この仕

組みを「内部質保証システム」と呼んでいます。「質保証」という言葉は、近年大学教育の様々な局面で使用されるようになりました。例えばGPの「大学教育・学生支援推進事業(テーマA)」にも「学士課程教育等の質保証のための教育改革の取組」という言葉が登場します。この「質保証」という仕組みが今までの「自己点検・評価」とどう違うのかを図で示してみましょ

【内部質保証】システム全体図



従来の自己点検・評価に、「自己改善のための行動計画の立案」や、「計画に基づく自己改善」まで含めたサイクルが内部質保証システムです。また、自己改善から目標設定への連続性、さらに外部評価活用の大きなサイクルが「内部質保証システム」の対象になり、自己評価の結果を改善につなげるためのPDCAサイクルとなります。

外部機関による「質保証」は、従来の設置認可・認証

評価のほか、雑誌・新聞等マスメディアによる評価や、卒業生・企業人による大学評価などを想定しており、「内部質保証」で新たに重視された項目です。社会全体からの評価を行動計画に反映させるために、大学がどのような改革・改善を行っているのかを社会へ情報公開・情報発信していくことも大切です。つまり今後、大学は「内部評価」と「外部評価」を生かした内部質保証システムを活用して、自らの責任で自らを良くしていく活動サイクルを作り上げることが大切なのです。

じこてんにゅーす!

じこてん第3号

①第2回自己点検・評価全学委員会が開催されました。

昨年12月4日(金)第2回自己点検・評価全学委員会が開催されました。主な審議事項は①2008年度自己点検・評価報告書について②2008年度改善アクションプランについて③2009年度自己点検・評価の基本方針について、でありいずれも承認されました。承認された自己点検・評価報告書は、1月の評価委員会にて評価され、そのコメントを付して、2008年度の自己点検・評価報告書が完成します。

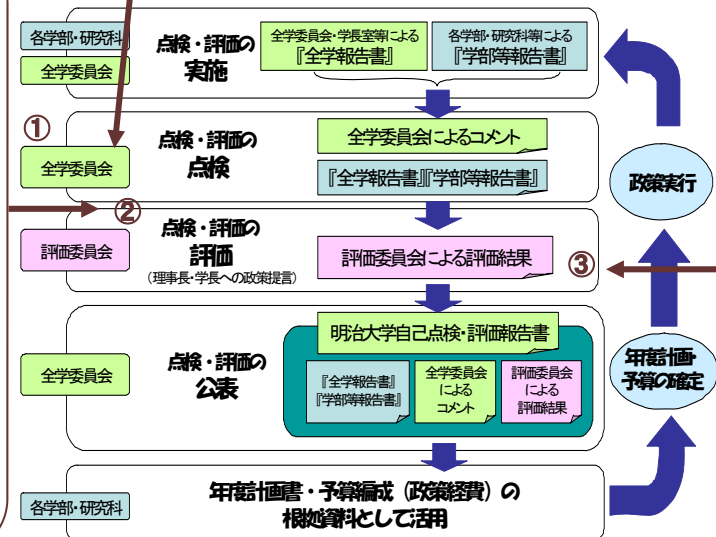
なお、本委員会で承認された自己点検・評価報告書(全学報告書・全学委員によるコメント・学部等報告書)については、本学ホームページにて公表しております。どうぞご覧ください。

【明治大学 大学評価のページ】URL <http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/index.html>

②2008年度自己点検・評価報告書を理事長に提出しました。

昨年12月16日(水)、自己点検・評価 全学委員会委員長(学長)から自己点検・評価 評価委員会委員長(理事長)へ、2008年度自己点検・評価報告書が提出されました。自己点検・評価 評価委員会委員長である理事長はこれらの報告書をもとに、評価委員会を開催し、本年度報告への評価を作成します。

明治大学の自己点検・評価プロセス



③2008年度自己点検・評価 評価委員会が開催されました。

本年1月20日(水)、自己点検・評価 評価委員会が開催されました。審議事項は2008年度自己点検・評価報告書の評価について、でしたが、各委員から多くのコメントを頂きました。コメントは「評価委員会による評価」としてとりまとめ、近日中に公開いたします。

編集後記

「じこてん」第1号で「大学基準とは評価の憲法である」と書きましたが、その憲法が改正されました。それへの対応へのあれやこれやに頭を悩ませながら考えたのは、大学の「質保証」ってわかりやすくいうとなんだらう、ということでした。それが、編集担当者で話を交わす中、質保証＝「今一生懸命やっていることを分かりやすく説明する」ということに気づいて眼か

らうるこ。自らの活動をきちんと点検・評価し、計画に反映し、改善へのグッドスパイラルを作ること。たぶん誰でも日常考え、行動していることなのではないでしょうか?一人ひとりのその積み重ねが、より良い明治大学を創ると考えると「ちゃんとやる」気が出るかもです。

ちゃんとやるよ、
明治大学☆



じこてん 第3号

2010年1月30日発行

明治大学 教学企画部 教学企画事務室
編集担当：外池(学長室専門員), 住吉, 松永, 山本
東京都千代田区神田駿河台1-1
大学会館8階

電話：03(3296)4271

FAX：03(3296)4353

Email: gakucho@mics.meiji.ac.jp

URL <http://www.meiji.ac.jp/koho/about/hyouka/index.html>

